

平成 18 年 2 月 14 日  
下水道局管理部保全課長

### 雨水排水設備の側溝等雨水排水施設との接続について(通知)

標記の件につきましては、宅内雨水排水設備を側溝等雨水排水施設に接続する場合に、管口の処理が適切に行われていないケースが見受けられます。

このため、雨水排水施設の適切な管理のため、排水設備完了検査の際には現地にて側溝等との接続状態の確認を徹底することとし、雨水排水施設との接続状態の確認を下記のとおり取り扱うこととしました。

#### 記

1. 宅内雨水排水設備と側溝等雨水排水施設とを接続する際には、管口の処理を適切に行うこと。
2. 排水設備完了検査の際には、宅内雨水排水設備と側溝等雨水排水施設との接続状態および流入状況が確認できる体制を整えること。
3. 暗渠など蓋を開けての確認が困難な場合には、別途、接続箇所の写真を提出し、接続状態の確認を受けること。

ただし、以下に示す場合は対象外とする。

- ・ 自費改造又は貸付改造で、かつ既設雨水枡および既設雨水排水管を使用する場合。
- ・ 汚水のためのルート変更、テナント内工事の場合。

(参 考) 自費改造又は貸付改造の場合

